

杉並区会計年度任用職員(臨時)【一般事務補助】 募集案内

令和 7 年 9 月 26 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (臨時)	一般事務補助	1日6時間 月14日以内※	20名	杉並区役所本庁舎

※ 勤務内容によって、月の勤務日数が異なる場合がございます。

(2) 仕事内容

- 課税資料の内容点検・整理等
- 郵便物の開封・仕分け作業
- パソコンでのデータ入力・検索

(3) 任用期間

- 令和8年1月初旬又は中旬から令和8年3月31日まで
- 令和8年1月初旬又は中旬から令和8年2月28日まで
- 令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

※いずれの場合も条件付採用期間(試用期間)1か月

(4) 応募資格

- ① 国籍を問わず高校卒業程度の学力を有する方
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 又は 持 参	<u>令和7年10月17日（金）まで（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 区民生活部課税課区民税係（東棟2階）

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（臨時）【一般事務補助】採用
選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によ
らないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報の保護に関する条例
に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたし ません。
合格発表	合否にかかわらず、令和7年10月24日（金）までに第一次選考受験者に結果通知を 発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 （予定）	○令和7年11月5日（水）、6日（木）、7日（金）、10日（月）のいずれか1日 （時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。） ○杉並区役所本庁舎西棟6階 第7会議室	
方 法	面 接	会計年度任用職員（臨時）として必要な基礎的知識等について面接を 行います。
合格発表	合否にかかわらず、令和7年11月28日（金）までに第二次選考受験者に結果通知を 発送します。	

【5】 報酬・手当

時給 1,341円（令和7年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあ
ります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 6か月以上の任用期間がある場合に期末手当を支給します。ただし勤務時間が1週
15時間30分未満かつ勤務日数が1週当たり2日以下の場合は支給対象外です。また、
任用期間に応じて支給月数は異なります。

【6】 勤務条件・休暇

- 勤務日は月曜日から金曜日までの間で、月 8～14 日勤務です。
- 勤務時間は午前 9 時から午後 4 時までの 1 日 6 時間勤務（休憩時間は別途 60 分）です。
- 年次有給休暇が任期・勤務日数に応じて付与されます。

【7】 社会保険・福利厚生

- 原則として、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用はありません。
※ 勤務日数や勤務時間数等の勤務形態に応じて、適用になる場合があります。
- 区で実施する職員健康診断の対象にはなりません。
- 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 区民生活部課税課区民税係

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1

T E L : 03-3312-2111（代表） 内線 1213

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>